

## 監査公表第1号

### 定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を、糸魚川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和4年11月30日

糸魚川市監査委員 吉岡 正史  
糸魚川市監査委員 宮島 宏

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 市民課、都市政策課、生涯学習課、能生事務所
- 3 監査の着眼点 財務に関する事務の執行（収入事務、支出事務、契約事務、補助金事務）が関係法規に適合し、正確で、かつ適切に行われているかどうかを主眼として、実施した。
- 4 監査の実施内容 令和4年度（一部3年度を含む。）の財務に関する事務の執行について、提出された帳簿及び関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の日程 令和4年10月25日、令和4年10月26日
- 6 監査の実施場所 糸魚川市役所 204 会議室
- 7 監査の結果 おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、口頭で注意し、指導をした。